

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和7年12月10日（水）午前10時00分～午前10時28分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 6番 今原ゆかり、 9番 長谷川広昌、
10番 北川 広人、 12番 柴口 征寛、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（3番） 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般4名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策G L、総合政策G主幹、秘書人事G L、DX推進G L、
福祉部長、地域福祉兼共生推進G L、地域福祉G主幹、介護障がいG L、
福祉まるごと相談G L、健康推進G L、
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、
学校経営G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- (4) 議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- (5) 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (6) 議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の橋本友樹委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願ひします。

説（企画部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範疇を超えないようお願ひいたします。

《議題》

(1) 議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) 教育委員会が所管する就学援助業務等が自治体情報システム内に追加されるとのことで、この特定個人情報を扱う範囲が広がることにより、安全な運用がより重要になると考えております。特に不正アクセスや誤った取扱いを防ぐ観点から、この特定個人情報の取扱いに関して、いつ誰が、どの端末からどの情報にアクセスしたかを記録するこのログデータの管理は大変重要ななると思います。

そこで、こうしたアクセスログについて今後どのように運用していくのか、方針を伺います。

委員長 答弁願います。

答 (DX推進) 標準化に関する今のアクセスログの管理等について御質問をいただきました。

こちら教育委員会の件には限らない形になると思いますが、いわゆる基幹システムを使いますので、こちらについてはまずアクセスする際には当然パスワードまたは指紋認証等のいわゆる二重認証、複合的な認証を行って、まず誰がそこにアクセスしたのかっていうようなところが分かる仕組みとなっています。それについていつそれにアクセスをしたのかっていうログがシステム上残るような形になっておりますので、そちらで管理してまいります。

問 (12) そのログデータ、定期的にチェックするとかそういうことはされるんでしょうか。

答 (DX推進) 定期的な確認をするかというようなところにつきましては、DX推進グループのほうで何か行うっていうところは行ってはおりませんが、適宜行っていくと

いうふうな運用としております。よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問 (12) こども誰でも通園制度、これは孤立する子育ての不安に応え、親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを応援するという点で大変意義のある制度だと考えております。その上で、制度をよりよい形で生かしていくという観点からお聞きします。

今回、この午前と午後でそれぞれ5名、1日で合計10名という受入れ枠が設定されています。この小規模での開始は安全性や保育士確保の面から必要な判断かと理解しておりますが、子育て家庭の支援という観点から今回のこの規模での設定が現時点では妥当と考えている理由と、あと今後、保育士の確保や利用状況を踏まえつつ、この受入れ枠、これをどのように検討していく考え方、現時点での方向性を伺います。

答 (こども育成) こども誰でも通園制度の定員の試算についての御質問でございます。

こちら、子ども子育て支援事業計画っていうのが令和7年度から第3期が始まっております。それに誰でも通園制度のほうも制度として計画のほうを上げている中で、いわゆるニーズ調査っていうところの中で将来推計というものを試算しております。そちらにおいて、令和8年度のこちらの対象となる6か月から2歳児までの人口統計の推計が937人いる中で、こちらに対して令和8年4月の入園児の見込み数、いわゆる保育園のほうの入園の見込み、こども園も含めて小規模等も含めると、そちらが431人で大体500人ぐらいが対象になるだろうというところはニーズとして把握をしているという形になります。その中で今回参考にさせていただいたのが、類似事業である一時的保育のいわゆる申込み登録者数を参考にしております。こちらが合計で大体60名ほどいる中で、その60名に対して、実際に1か月10時間の利用が一応制度的に認められているという中で、

600時間ほどを利用すると。その中で、1か月、1日5時間で20日間預けるとしたら100時間ほどになるので、それを年齢別に割り返していくと、大体1日当たりの利用数が8人ぐらいになるだろうというような中で、午前と午後に分ける中で、5名ほどずつで取っていけば確保できるんじゃないかなというところで試算をさせていただいてございます。

それを踏まえて、設置する保育士のほうも最低2名と定められている中で、それをサポートする取りまとめる正規職員も含めて3人体制で見ていくというふうな形で試算をしております。ですので、計画としては今のところでは、令和7年から12年の5年の計画の中では同数の定員で見込んでございます。

問（12） 全国の試行では、初めての環境への不安から預けている間ずっと泣き続けるしまうケースとかアレルギーや発達特性など個々の子供に必要な情報を短時間で把握する難しさが指摘されていますが、こうした点、子供の安全・安心の上で重要だと考えております。本市では、この利用開始前の面談とか事前情報の確認、アレルギー対応など、子供一人一人が安心して過ごせるようにどのような配慮を検討しているのか、現時点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

答（こども育成） 誰でも通園制度っていうと、その日にいきなり行っていきなり利用できるというものではなく、事前に利用の面談、また利用日の予約等を行うことになります。それを踏まえて、その子に対しての特性とかアレルギーの対応、実際には食事の提供は行わないでのアレルギー対応というのは実際には生じないと思いますけども、そのあたりの必要な情報を収集した上で保育を行うというような形で考えてございます。ですので、あくまで利用認定をした上で利用していただくっていうような形で制度としては行われるものでございます。

問（14） それでは、6点ほど質問させていただきます。

保育所等に通っていない生後6か月から2歳児の全ての子供が対象となるかと思いますが、この制度の開始時、高浜市において対象となる乳児は何名になるか、お答えください。

それから2つ目、総括質疑において、利用定員は午前に5人、午後5人と答弁がありました。午前、午後それぞれ定員を5名ずつにした根拠を教えてください。

3問目、専任保育士2名は正規職員か会計年度任用職員のいずれでしょうか。保育士資格の有無についても教えてください。

4つ目、吉浜幼稚園の職員1名が兼務するという答弁がありましたが、具体的にどのような勤務形態になるのか、教えてください。

5つ目、医療的ケア児や支援が必要な乳児に対して、どのような体制でどのように対応していくのか、教えてください。

6つ目、利用料について、どのような料金設定となるのか教えてください。また1時間当たりの料金設定であれば、利用時間は午前の場合、9時から11時半までに設定されるとお聞きしたことから、この間、1時間から3時間の間で利用者が利用時間を選択することになるのでしょうか、お答えください。

答（こども育成） 1つ目の御質問が、6か月から2歳までの対象の人数でございます。先ほども御説明させていただきまして、人口推計で試算しまして937名を想定しております。

2番目の定員、午前に5人、午後5人の根拠でございますが、そちらも先ほど12番議員さんのほうで御質問ありましたように、大体、類似事業である一時的保育の登録者数の利用可能な時間から、1か月の利用の上限時間を割り返すと大体8名になるってところから、余裕を取って5名、5名というような形で設定をしてございます。

3つ目が、保育士、従事する職員の体制で、会計年度と正規職員という形の中で、正規職員1名で会計年度2名を想定しております。保育士の資格の有無については、正規職員は保育士、会計年度については、今のところ考えているのは保育士と子育て支援員を想定しております。

次に、吉浜幼稚園の職員が1名勤務っていうところについて、どういう体制になるのかということで、吉浜幼稚園のフリーの保育士を1人増員して、その中でその職員がいわゆる先ほどもありましたが、面談とかいわゆる料金の収受等も含めて対応するというような形の中で、仮にそこの会計年度の職員が休んだ場合とかそういうときに2人体制を維持できるような形で対応していくという形になります。

5つ目が、医療的ケア児についてはどのような体制で対応していくのかでございます。医療的ケア児につきましては、国の方の指針のほうで受け入れ体制の整った事業所のほうで受け入れができるんであれば受けでもらいたいというようなことは示されている中で、高浜市としては、現在その受け入れ体制というものが誰でも通園制度についても整っていない状況のことから、今後整えば受け入れていくというような形で考えてございます。

次に、利用料金についてでございます。こちら料金設定については、まだ国のほうが具体的な指針というものを示していないので、それが示された上で近隣市の状況も考慮しながら今後決定していきたいというふうに考えております。

また、利用時間3時間半の間でどういうふうに利用者が時間を選択できるのかでございます。こちらについては1時間単位で利用するんですが、午前中2.5時間、午後2.5時間の計5時間というところの中で、0.5時間分についてはどうなのかということについては、決定した料金の半額を頂こうかなというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

委員長 質疑を行います。

問（14） それでは、1点お願ひいたします。

議案第73号、令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）、補正予算書66ページ、4款1項3目不動産鑑定料、地中埋設物が、くいが何本、どこに何メートル存在するかについてどのように把握できたのか総括質疑で質問がありましたが、具体的にどのように把握したのか答弁ではよく分かりませんでした。建築図面があるのかどうか、まずお答えください。

答（健康推進） 病院の建物は民間移譲いたしておりますので、私どものほうは建築図面を所持していませんので、よろしくお願ひします。

問（14） 建築図面がないのであれば、具体的な、詳細なくいの現状についてどうやって把握をしたのか、教えてください。

答（健康推進） 医療法人豊田会との協議の中で、くいのほか、くい以外の構造物の一覧の提出をいただいております。そちらを参考にしておりますので、よろしくお願ひします。

問（14） その提供していただいたというのは、当然、確認申請が出てるわけですよね。その確認申請だとかそういった書類や何かのやつを見たということでよろしいでしょうか。

答（健康推進） 病院に関する竣工図面等につきましては、民間移譲の際にお渡しさせていただいております。ですので、その建築確認申請の際に提出された書類も含まれていると思っています。

問（9） 2点あるんですけど、今、1点目の66ページ、地域医療振興事業の不動産鑑定手数料、先ほど質疑ありましたけれども、こちら総括質疑のほうで内容、やる意義等は理解をしました。そんな中で、交渉というのは相手があるからとても大変だと思うんですけど、あんまり焦ってもいけないし、ゆっくり過ぎてもいけないということで、交渉を成立させるタイミング、どのあたりをめどに今やっているのかっていうところと、58ページの障害者自立支援給付事業の扶助費のところで、障害福祉サービス等給付費、障害児給付費、これが一般財源で4,000万ぐらいこの補正で増えているんですけども、さきの私の一般質問のところで、この障害福祉サービス等給付費と障害児福祉給付費を当初予算からしっかりと予算確保して計上するっていう答弁をいただいたんですけども

も、こうなってくるとこの厳しい中、当初予算、これどれぐらいの一般財源の増、今年度と比べて来年度当初予算でアップを見込んでいるのか、教えてください。

答（健康推進） 補正予算書67ページの地域医療振興事業の関係なんですが、医療法人豊田会との交渉につきまして、いつぐらいに結論が出せるかという御質問だと思いますが、市の判断だけで明確な結論の時期をお約束できない状態でございます。双方の認識の相違からですが、主張の隔たりがあつて相手方がある交渉なので、いつのタイミングとなるか申し上げられないのですが、できるだけ早期にこの合意和解はなるよう協議を続けてまいりますので、今後方針とか対応のほうが決まりましたら、また報告する機会を設けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

答（介護障がい） 来年度の当初予算の見込みというような御質問かと思いますが、なるべく直近の実績を踏まえて精査を今している途中です。先週も直近の請求があったばかりですので、もうあと少し時間がかかります。ですので、今の段階ではこれぐらいというのはお答えできないんですが、年内か年明けすぐぐらいをめどに精査してまいりたいと思います。

問（9） ありがとうございました。豊田会のほうの交渉はいろいろ相手があるのでそこは焦ってもいけないし、ゆっくり過ぎてもいけない、タイミングと折り合いをしっかりとつけて、市民の財産であるのでしっかりとやってほしいっていうのと、今の障害者の件なんですけども、当初予算のところでアップ率も加味して当初予算をしっかりと予算額を確保するっていう話だったので、そこはしっかりとやってほしいということなんですけど、全体のこともあるので、そこら辺もしっかりと財政当局と調整しながらしっかりとした当初予算編成をしていただきたいと思います。

問（10） それでは、66ページの先ほど来から出ている地域医療振興事業の不動産鑑定手数料のところでございますけれども、これはこの時期、補正という形で出されたっていうのは、今後、豊田会との交渉がどうだっていう話は多少はあるのかもしれませんけれども、それ以上にあの土地をどうしていくんだという、その行政の思いというものが当然あって、早く、いち早く動けるようにということも含めてやられるんではないかというふうに思うんですけども、市長としての思いを少し聞かせていただければありがたいんですが。

答（市長） 御質問ありがとうございました。

いろいろと御意見を皆さんの方からいただきまして、皆さん御心配してある部分もあ

ると思います。交渉事ですので、先ほどの長谷川議員の話もありましたが、勝手にこちらが進めることもできないし、相手の話も聞きながらしっかりと交渉していきたいと思っております。しかしながら、やはり北川議員も言われるとおり、市としての限られた財産です。そして今大変厳しい財政状況ということもありますので、何とかしてこれを動かしたい。それに対しては、豊田会もそうですけど、その後も含めてその財産をどうしていくかっていうのを速やかに動かしていくためにも、この不動産鑑定というのが必要だということで、今回提出させていただきました。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採決》

(1) 議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

　　挙手全員により原案可決

(3) 議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

　　挙手全員により原案可決

(4) 議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

　　挙手全員により原案可決

(5) 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

　　挙手全員により原案可決

(6) 議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）

　　挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時28分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長